

消費税転嫁対策特別措置法勧告一覧（平成 29 年 1 月～12 月）

平成 29 年 12 月 20 日現在

	名称 (勧告年月日)	概要	違反法条 (違反行為類型)
1	(株)スーパーホテル (平成 29 年 2 月 22 日)	ホテル業を行う(株)スーパーホテルは、 ① 支配人業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② ホテル建設、税務会計等に関する指導業務等（「顧問業務」）を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに顧問料を据え置いて支払った。 ③ 朝食用惣菜の仕込先である個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに仕入代金を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)
2	(株)帝国データバンク (平成 29 年 3 月 9 日)	企業の信用調査、企業情報の提供等の事業を行う(株)帝国データバンクは、企業信用調査等業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)
3	住友不動産(株) (平成 29 年 7 月 14 日)	不動産取引業、建築工事業等を行う住友不動産(株)は、自社が一般消費者から請け負う住宅の改築工事に伴う大工工事の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)
4	(株)ニチイ学館 (平成 29 年 9 月 14 日)	教育講座の運営等の事業を行う(株)ニチイ学館は、教育指導業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)
5	(株)西日本新聞社 (平成 29 年 12 月 14 日)	日刊新聞の発行及び販売等の事業を行う(株)西日本新聞社は、 ① 日刊新聞の販売促進業務（新聞の新規購読者の獲得や既存の購読者に対する契約更新手続等の業務）を委託している人格のない社団等である事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 日刊新聞等に掲載する記事、写真、イラスト等の原稿作成業務を委託している個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第 3 条第 1 号後段 (買ったたき)